

令和4年度（2022年度）「木育マイスター」育成研修 委託業務処理要領

第1 目的

この要領は、北海道が委託する令和4年度（2022年度）「木育マイスター」育成研修委託業務を、円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

第2 業務内容

受託者は、「木育」の理念を十分に理解し、民間における「木育」活動の企画立案や全体的なコーディネートができ、地域において指導的な役割を果たす「木育マイスター」を育成するための研修を実施する。

1 木育マイスター育成研修

(1) 受講者の募集

道内の「木育」の実践者や木育関連団体等へ開催案内を送付するとともに、ホームページ等により広く周知を行うこと。

なお、受講者の募集に当たっては、「道内在住の研修受講日までに18歳以上の者」であることを条件に付するものとする。

また、本研修の受講目的及び自身の得意分野について、応募者から具体的なコメントをもらうこと。

(2) 研修会の開催

(a) 室内講義及び実習

研修テキスト「木育達人（マイスター）入門」を使用するとともに、別紙1「木育マイスター研修標準カリキュラム」を基準とし、室内講義及び実習においてテキスト内容をすべて履修できるカリキュラム設定を行うこと。

研修会場及び開催時期は次のとおりとし、詳細については北海道と協議の上決定する。

研修会場	道央圏
開催時期	【第1回目】8月～9月（2日間） 【第2回目】9月～12月（2日間）

(b) OJT研修（教育実習）

室内講義及び実習で修得した内容を実践するためのOJT研修（教育実習）を実施すること。

①実施時期：研修第1回目と第2回目の間における実施を基本とする。

②研修回数：4回以上を予定し、受講者全員に最低1回以上のOJT研修を受講させること。

ただし、道と協議の上、4回を下回る回数でOJT研修の目的を達せられると判断した場合は、この限りでない。

(3) 受講者数

20名程度

ただし、受講希望者が20名を超える場合は抽選とし、超過人数が少数であって、受託者が委託業務の遂行に支障がないと判断した場合は、道と協議の上、20名を超えて受講させることができる。

また、受講希望者が20名を著しく下回る場合は、業務内容の変更等について、道と協議を行

うものとする。

2 木育マイスターフォローアップ研修（既認定者支援研修）

(1) 受講者の募集

既認定者へ開催案内を送付するとともに、ホームページ等により周知を行うこと。

また、現在の木育活動の取り組み状況や課題などについて、応募者から具体的なコメントをもらうこと。

(2) 研修会の開催

研修テキスト「木育達人（マイスター）入門」を使用し、別紙1「木育マイスター研修標準カリキュラム」から抜粋して実践的な内容とすること。また、事例発表を行うこと。

研修会場及び開催時期は次のとおりとし、詳細については北海道と協議の上決定する。

研修会場	道央圏
開催時期	9月～1月（2日間）

(3) 受講者数

20名程度。ただし、受講希望者が20名を超える場合は別途定める基準で選定することとし、超過人数が少数であって、受託者が委託業務の遂行に支障がないと判断した場合は、道と協議の上、20名を超えて受講させることができる。

また、受講希望者が20名を著しく下回る場合は、業務内容の変更等について、道と協議を行うものとする。

3 受講料

受講者から受講料は徴収しないものとする。

ただし、受講者の居住地から研修開催地までの交通費及び食費・宿泊費は受講者の負担とする。

4 危機管理

(1) 事故等が発生した場合に対処するため、受託者の負担において、研修参加者を保険に加入させること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策として、業務担当員を始め受講者、講師等の体調管理、感染症予防に努めること。

5 成果品

次の成果品を作成し、提出すること。

(1)業務実施報告書（A4サイズ） 1部

(2)業務実施報告書を記録したCD-R（他電子媒体でも可） 1部

第3 委託業務の処理方法

1 受託者は、委託契約書第4条に定めるところにより、委託契約締結後、速やかに、別記第1号様式「業務処理計画書」を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 受託者は、委託契約書第6条に定めるところにより、委託契約締結後、速やかに別記第2号様

式「業務処理責任者選定通知書」を知事に提出するものとする。

3 受託者は、委託契約書第 10 条に定めるところにより、知事から求められた場合は、委託業務の処理状況について報告するものとする。

4 受託者は、委託契約書第 11 条第 1 項に定めるところにより、委託業務完了後、速やかに別記第 3 号様式「実績報告書」を知事に提出するものとする。

なお、実績報告書には、別記第 4 号様式及び第 5 号様式の「修了者名簿」並びに「業務実施報告書」を添付するものとする。

【業務実施報告書】

※業務実施報告書には、研修の開催月日・場所や研修日程表、受講者数のほか、研修開催状況の詳細を記載することとし、研修開催状況が把握できる写真等を添付すること。

第 4 その他

1 受託者は、この要領で定めた業務内容を変更する必要がある場合は、道の承認を得た上で、変更することができる。

2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて、道と受託者が協議して定めるものとする。